

## 定期監査結果の概要（１１月から１２月まで実施）

### 1 監査対象部局

教育部

### 2 監査実施期間

令和６年１１月１日（金）から同年１２月２６日（木）まで

### 3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

### 4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和６年１月１日から同年６月３０日までに執行されたものを対象とした。

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務

### 5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

#### (1) 収入事務

##### ア 徴収事務

- (ア) 納入の通知は、適正に行われているか。
- (イ) 納期限の設定は適切か。
- (ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。
- (エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。
- (オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

#### (2) 支出事務

##### ア 支出一般

- (ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。
- (ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- (エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。
- (オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

## 6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

### (1) 事前調査

監査担当者により、概ね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

### (2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

## 7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

### (1) 収入事務

適正に行われていた。

### (2) 支出事務

適正に行われていた。

### (3) 契約事務

監査委員の指摘事項とする(6)、監査事務局長の指摘事項とする(7)イ及び監査事務局長の注意事項とする(8)に掲げる行為を除き、適正に行われていた。

### (4) 財産管理事務

適正に行われていた。

### (5) その他の事務

監査事務局長の指摘事項とする(7)アを除き、適正に行われていた。

### (6) 委員指摘

令和5年度はだのっ子アワード表彰式の開催に当たり、表彰状・木製額縁セット及び木製表彰状を短期間に2回に分けて同一業者から購入してい

るが、その内訳は、１回目（請求日：令和５年１２月２０日）は、表彰状・木製額縁セット８個及び木製表彰状２枚で合計４５，７６０円、２回目（請求日：令和５年１２月２６日）は、表彰状・木製額縁セット４個で２１，５６０円であった。

合計すると２者による見積合わせが必要となる金額であったことから、発注が２回に分かれた理由を確認したところ、「当初の予定個数に変更となり、追加発注が必要となったため。」との説明を受けた。しかし、後に表彰式の開催に当たっての起案（起案日：令和５年１１月３０日）を確認したところ、木製盾（秦野産材の木枠＋秦野産材の表彰状）１２個及び秦野産材の表彰状２枚（概算見積金額の合計７０，１０４円）の購入が必要であることが明記されているとともに、授与の対象となる児童・生徒１４名の名簿が資料として添付されていた。

これらのことから、表彰式の開催に当たっては、当初から２者による見積合わせを行わなければならない消耗品の購入であったにもかかわらず、意図的に分割して購入し、見積合わせを回避したことは明らかである。

このことは、地方自治法施行令第１６７条の２第１項及び秦野市契約規則第３１条の２第１項に基づく契約手続を怠った行為であり、事実と異なる説明に至った経緯の検証と併せ、適切な対応を求める。

また、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

#### (7) 局長指摘

ア 学校における現金預金の管理については、監査委員から再三にわたり注意喚起を行ったことにより、学校徴収金会計処理基準が令和３年３月に改定された。しかし、それ以降も学校監査の際には、預金通帳や届印がこの基準に基づく管理が行われているかを確認しているが、基準に基づく管理が行われていない学校が散見される状況にある。

原因として、改定した基準が学校の実情に即していないことや複雑で分かりにくい表記になっていることなどが考えられるため、現金預金の適正管理が徹底されるよう、改めて学校現場の声を確認の上、より順守される基準となるよう再度の見直しを求める。

イ はだのっ子アワードの実施に当たり、下表のとおり同一の品を２回に分けて同一業者から購入しているが、合計すると２者による見積合わせが必要となる金額であった。

| No. | 請求日       | 請求書番号(下4桁) | 品名           | 請求金額    | 支出負担行為起票日 |
|-----|-----------|------------|--------------|---------|-----------|
| 1   | 令和6年5月30日 | 2302       | カラーVカットマット台紙 | 46,200円 | 令和6年5月30日 |
| 2   | 令和6年5月31日 | 2906       | カラーVカットマット台紙 | 30,800円 | 令和6年5月31日 |
|     |           |            | 合計           | 77,000円 |           |

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

また、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

#### (8) 局長注意

ア コミュニティスクール研究実践事業費等により、下表のとおり年度末に同一業者から消耗品を購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

| No. | 請求日       | 請求書番号(下4桁) | 品名          | 請求金額     | 支出負担行為起票日 |
|-----|-----------|------------|-------------|----------|-----------|
| ①   | 令和6年3月27日 | 0942       | テプラカートリッジほか | 26,291円  | 令和6年3月27日 |
| ②   | 令和6年3月29日 | 0940       | フラットファイルほか  | 3,003円   | 令和6年3月29日 |
| ③   | 令和6年3月29日 | 0941       | フラットファイルほか  | 47,658円  | 令和6年3月29日 |
| ④   | 令和6年3月29日 | 0943       | インクカートリッジ   | 30,036円  | 令和6年3月29日 |
|     |           |            | 合計          | 106,988円 |           |

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。

イ 調査研究事務費等により、下表のとおり年度末に同一業者から消耗品を購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

| No. | 請求日       | 請求書番号(下4桁) | 品名          | 請求金額    | 支出負担行為起票日 |
|-----|-----------|------------|-------------|---------|-----------|
| 1   | 令和6年3月29日 | 0958       | エコフレンドシートほか | 27,541円 | 令和6年3月29日 |
| 2   | 令和6年3月29日 | 0959       | インクカートリッジほか | 36,974円 | 令和6年3月29日 |
| 3   | 令和6年3月29日 | 0967       | インクタンクほか    | 7,735円  | 令和6年3月29日 |
|     |           |            | 合計          | 72,250円 |           |

緊急性の高いものを除き、予算の計画的執行により、価格の競争性を最大限に発揮させるべきである。

また、見積合わせが不要となる金額で、短期間に同一業者からの購入

を繰り返すことは、特定の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為であり、今後十分に注意を払う必要がある。